

富岡市立額部小学校 いじめ防止基本方針

令和2年4月改訂

I 基本的な考え方

- (1) いじめは、児童に対して一定の人間関係にある他の児童によって行われる心理的または物理的な影響を与える行為で、対象になった児童が心身の苦痛を感じるものである。
- (2) いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるものである。
- (3) いじめは、どのクラスでもどの児童にも起こりえるものであるから、常に注意を払わなければならない。
- (4) いじめは、行っている児童にとっても人格形成上大きな問題があり、早期の是正が必要である。
- (5) いじめの根絶は、学校だけで解決するものではなく児童生徒・家庭・地域・関係する諸機関等が一体になって取り組むことにより初めて可能となる。
- (6) けんかやふざけ合いであっても背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害生に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (7) いじめは絶対に許してはいけないとの認識で指導に当たる。

II いじめ防止等に関する取組

1 いじめ防止対策の組織

- (1) 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任（養護教諭）・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・(当該担任)によって「額部小いじめ問題対策委員会」を組織する。
- (2) 「額部小いじめ問題対策委員会」には、必要に応じて校医・スクールサポーター・主任児童委員・区長等の外部人材を加えることとする。
- (3) 「額部小いじめ問題対策委員会」は、いじめ防止の対策、いじめ発生時の緊急対応等、いじめに関する全ての中心となる。

2 いじめ防止の取組

- (1) 校長は、「いじめ防止基本方針」を策定し、年間を通して総合的ないじめ防止に向けた取組を行うとともに、取組を評価し改善する。また、たより等の配布物等で児童・保護者・地域等に説明を行い、理解と協力を得る。
- (2) 校長は、校務の効率化を進め、教職員と児童が触れ合う時間を増やし、互いの信頼関係を築いていじめが起らないようにする。
- (3) 児童にとって、学校が楽しく充実しているという実感が得られるような教育活動を推進することをいじめ防止の原点とする。児童が自分の考えをもち、主体的に活動して自己肯定感・自己有用感を持てるよう学校経営・学級経営を行う。
- (4) 豊かな人間性をはぐくみ、規範意識醸成のために、全ての教育活動において道徳教育と人権教育の充実を図り、いじめを許さない心を育てる。
- (5) 児童自らがいじめの問題性に気づき、考えられるよう、啓発標語やポスター作成などをはじめ未然防止に向けての取組を推進する。また、高瀬小・南中と連携を図り、互いに情報を交換しながらいじめが起らないようにする。
- (6) 児童会活動等を工夫し、児童が他と交流し楽しく活動できるようにする。
・『学級遊びの時間』…学級で決めた内容で休み時間に全員で遊び交流する。

- ・『全校遊びの時間』…異学年のふれ合う遊びなどで児童の人間関係を広げる。
 - ・『思いやり月間』…児童主体の取組を計画し実行する。
- (7) 教職員全員が研ぎ澄まされた人権感覚をもち、それと矛盾する暴言や体罰はあってはならないと考え指導に当たっているか、教職員自らがチェックする。
 - (8) ネット社会の課題やインターネットの適正な使用法について児童とともに保護者・教職員も学ぶ機会を作り、共に行動することでインターネット、SNSでのいじめを防ぐ。

3 取組の評価・検証

- (1) 「いじめ防止基本方針」は、年度末にいじめ問題対策委員会や職員会議で見直し、児童の実態に即したものに改善する。
- (2) いじめ防止等への取組について学校評価で検証し、結果を保護者や地域に公表するとともに、教育委員会に報告し指導を仰ぐ。
- (3) 学校評議員会でいじめ防止及びいじめへの対応についてを議題に加え、評議員からも評価を受けて、指導・改善に役立てる。

Ⅲ いじめへの対応に関する方針（早期発見・対応）

- (1) 早期発見のために月 1 回の「なかよしアンケート」を実施するとともに、アンケート結果は、卒業してから 5 年を経過するまで保管する。アンケート結果をもとに生徒指導会議をもち、全教員で情報を共有する。
- (2) 担任及び SC やこころの教室相談員・養護教諭などによる教育相談を計画的に実施する。
- (3) いじめが疑われる場合は複数の教職員で速やかにいじめの有無等を確認し、結果を当該保護者や教育委員会に報告する。
- (4) いじめを確認した際には、いじめをやめさせ、再発を防ぐため専門的な知識をもつ者の協力を得つつ、いじめを受けた児童や保護者への支援及びいじめを行った児童や保護者への指導・助言を継続的に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、当該保護者と相談し、警察等と連携して対処する。特に児童の身体・財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは直ちに警察に通報し援助を要請する。
- (6) いじめを受けた児童だけでなく他の児童も安心して学習できるよう、いじめを行った児童を教室以外の場所で学習させる等の措置を講ずることも考える。
- (7) いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者との間で争いが起こらないよう配慮する。
- (8) いじめは単に謝罪をもって解消とせず、少なくとも 3 ヶ月間いじめに関わる行為のないこと、被害児童が心身の苦痛を感じていないことを確認する。
- (9) 客観的な事実に基づいた記録を残し、指導に反映させる。

Ⅳ 重大事態への対応

- (1) いじめにより在籍児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合には、教育委員会の指導により調査委員会を設置し、速やかに調査を行うとともに、結果を保護者・地域住民に公表する。